

# 児童に関する手当のご案内

## 児童手当

### 支給対象者

15歳に達する日以降の最初の3月31日までの、日本国内に居住する(海外留学を除く)児童を養育している人

### 支給額(月額)

0歳から3歳未満 15,000円  
(一律)

### 3歳以上小学校修了前

10,000円(第3子以降は15,000円)

### 中学生 10,000円(一律)

### 所得制限限度額以上 5,000円

### (一律)

※公務員の人は勤務先で手続きをしてください。

※受給者が公務員になったとき、公務員でなくなったときは市と勤務先への届出が必要です。

※手当を受給している人は6月に現況届の提出が必要です。

## 児童扶養手当

次のいずれかに該当する18歳に達する日以降の最初の3月31日(一定基準以上の障害のある場合は20歳未満)までの児童を「監護している母」「監護し、かつ生計を同じくする父」「父母に代わって養育している人」に支給されます。

### ①父母が婚姻を解消

### ②父または母が死亡

### ③父または母が重度の障害の状態にある

### ④父または母が生死不明

### ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている

### ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている

### ⑦父または母が1年以上拘禁されている

### ⑧未婚の子(父親から認知された児童も対象)

### ⑨父母ともに不明(孤児など)

※児童が児童福祉施設などに入所している場合や里親に委託されている場合は、手当が支給されません。

### 支給額 平成31年4月(月額)

#### 全部支給の場合

第1子 42,910円

第2子 10,140円

第3子 6,080円

#### 一部支給の場合

所得に応じて手当額が決まります。

※受給資格者、扶養義務者などの前年の所得に応じて、手当の全部または一部が停止されることがあります。

※受給資格要件や、所得制限限度額など詳しくはお問い合わせください。

※手当を受給している人は8月に現況届を提出する必要があります。

## 特別児童扶養手当

心身に障害のある20歳未満の児童を監護している父もしくは母(どちらか所得の高い方が受給者となる)、または父母に代わって児童を養育している人に手当が支給されるものです。

※児童が児童福祉施設などに入所している場合や、障害を事由とする年金を受給できる場合は、手当が支給されません。

### 支給額 平成31年4月(月額)

1級:52,200円

2級:34,770円

☎子ども課子ども育成係 (☎内線11164)  
☎住民福祉課福祉子ども係 (☎内線2153)

## 手当の支給は原則として申請の翌月分から開始します

なお、受給中に次の事由が生じたときは手続きが必要です。

- ・受給者または支給対象児童の住所や氏名に変更があったとき
- ・養育する児童が増えたとき、減ったとき
- ・受給資格がなくなったときなど

※手続きが遅れると手当が受給できない月が生じたり、受給した手当を返還していただくことがありますのでご注意ください。

※各手当に関する詳細は、安中市ホームページをご覧ください。

※受給資格者や配偶者、扶養義務者などの前年の所得に応じて、手当の全部が停止されることがあります。

※受給資格要件、障害の程度、所得制限限度額など詳しくはお問い合わせください。

※手当を受給している人は8月に所得状況届を提出する必要があります。